平成２７年（フ）第２２３７号
千葉県長生郡長生村一松戊1149―１
債務者　盛　美奈子
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２４０号
東京都港区芝５丁目18―２―606
債務者　竹島　弘子
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２４９号
東京都府中市分梅町１丁目８―33―102
債務者　佐藤　啓多
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５０号
千葉県市川市塩焼１丁目９―13　アクアシティ行徳Ａ―101
債務者　枡本　好隆
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５３号
埼玉県加須市道地1362―１
債務者　石原　公一
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１号
横浜市保土ケ谷区岩崎町37番１―308号
債務者　春田みどり
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００号
横浜市磯子区中原１丁目１番40―707号
債務者　竹下　洋也
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町202番地42　アイディーコート横濱保土ケ谷602号
債務者　鈴木　和敏
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４６号
横浜市戸塚区汲沢７丁目６番17―202号
債務者　加納洋一郎
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１号
静岡市清水区辻４丁目４番13号
債務者　山田　隆子
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１９０号
東京都調布市深大寺北町１丁目33―１―105
債務者　蟻坂　真司
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６号
栃木県小山市西城南１丁目９番地27　レオパレスラブリー102
債務者　遠藤　芳江
１　決定年月日時　平成27年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１１３号
東京都八王子市下恩方町1188番地１メゾンセンピオーネＡ202号
債務者　小泉　　誠
１　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６００号
千葉県市川市平田３丁目７番18―208号　アメニティ宮崎
破産者　廣保　典子
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２２号
千葉県船橋市芝山３丁目10番２棟313号
破産者　川口　幸男
１　決定年月日　平成27年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係